地域密着型通所介護事業運営規程

（事業の目的）
第１条　病気や怪我などにより、家庭において寝たきりやそれに準ずる状態にある者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況、その置かれている環境に応じ、その者の意志及び人格を尊重し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）
第２条　本施設は、サービスの提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行なうものとする。
２　本施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（施設の名称）
第３条　事業を実施する施設の名称及び所在地は次のとおりとする。
（１）施設の名称　沖見の里デイサービスセンター
（２）施設の所在地　新潟県上越市牧区大月２５２番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）
第４条　施設長及び職員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。
（１）施設長　　１人
・事業運営の管理について、適正な資質を有する者とする。
・施設長は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう、総括する。
（２）生活相談員　　１人以上
・社会福祉士若しくは社会福祉主事、又は介護福祉士の資格を有する者とする。
・利用者の生活相談、日常動作訓練、養護等の立案、調整、指導、日課の企画調整及び推進を図る。
・利用者の各種記録及び統計資料の作成、分析並びに整備保管、関係各部所との連絡調整を行う。
・介護職員を指揮管理し、円滑な業務運営が確保できるように調整する。
（３）看護職員　　１人以上
・看護師若しくは准看護師免許を有する者とする。
・利用者の健康チェック、医学的生活指導、養護の補助、利用者及びその家族の衛生、医学的知識の普及を行う。
（４）機能訓練指導員　　１人以上
・理学療法士、作業療法士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師等の資格を有する者。
・利用者の要介護状態の軽減、又は悪化の防止を図るため、利用者の状態に見合った機能回復訓練を行う。
（５）介護職員　　２人以上
・利用者の日常介護業務全般、養護、利用記録の作成、利用者の送迎補助並びに施設内の清掃、整理整頓を行う。
（６）介護職員兼運転員　　若干名
・利用者の送迎、日常介護、センター車両の配車計画及び管理を行う。
２　施設の都合により嘱託、臨時職員をおくことができる。
３　施設長は都合により業務の区分、範囲、内容を変更し、また職員間の業務を調整する措置を講ずることができる。

（営業日及び営業時間）
第５条　営業日及び営業時間を、次のとおりとする。
（１）営 業 日　　木曜日、日曜日、年始（１月１日）を除く日とする。
（２）営業時間　　８時３０分～１７時３０分
　　サービス提供時間　１０時００分～１６時００分
２　前項第1号の規定に拘わらず、施設の都合により臨時に営業し、または休業することができる。

（利用定員）
第６条　利用定員は１８人とする。

（サービスの内容）
第７条　提供するサービスの内容は、次のとおりとする。
（１）　身体の介護に関すること
　①　移動の介護
　②　食事の介護
　③　排泄の介護
　④　衣類着脱の介護
　⑤　入浴の介護
　⑥　整容、爪切り等の介護
　⑦　その他必要な介護
（２）　機能訓練に関すること
　①　リハビリテーション
　②　レクレーション並びに諸行事
（３）　相談、助言に関すること
　①　生活、身上、介護に関する相談、助言
　②　その他必要な相談、助言

（利用料その他の費用の額）
第８条　利用料は厚生労働大臣が定める基準による。ただし、食費（７９０円／回）、その他事業所独自でサービスを提供した場合、及び日常生活上必要となる諸費用については別途徴収する。

（通常の事業の種類及び実施地域）
第９条　通常の事業の種類は、指定通所介護とする。
２　通常の事業の実施地域は、上越市牧区または沖見の里から10km圏内にお住まいの方とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）
第１０条　サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。
　①　サービスの利用にあたり、担当職員の指示に従うこと
　②　担当職員の指示に従わないなど、施設の秩序を乱した場合は、利用を断る場合があること
　③　サービスの利用にあたり、指定の物品について持参すること
　④　サービス利用日の朝体温を計測し、その結果をサービスの利用に先立って担当職員へ報告すること
　⑤　サービス利用に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること
　⑥　サービスの利用にあたり持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載するなどして注意すること

（緊急時の対応方法）
第１１条　本施設の職員は、事業実施中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに近隣医師若しくは主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。なお、医師に対する連絡が困難である場合には、緊急搬送等の処置を講じるものとする。
２　職員は、前項について処置したときは、速やかに管理者及び主治医に報告する。

（非常災害対策）
第１２条　管理者は自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。
２　前項の実施について、少なくとも年２回以上の避難訓練を実施するものとする。

（その他運営にあたっての重要事項）
第１３条　本施設は社会的使命を充分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に通所介護を実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。
２　職員は業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また、職員との雇用関係が終了した場合においても、本施設の責任において、当該職員の知り得た秘密の保持を行うものとする。
３　本施設は職員の清潔保持及び健康状態について管理を行うとともに、その設備・備品について、衛生的な管理を行う。
４　本施設は、提供したサービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずるものとする。

（虐待防止に関する事項）
第１４条　本施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（２）　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
（３）　虐待の防止のための指針を整備する。
（４）　職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
（５）　前４号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
２当施設は、サービス提供中に、当該事業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（地域との連携について）
第１５条　サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民代表者、地域包括支援センターの職員、指定地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成された評議会（運営推進会議）を設置し、概ね６か月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けると共に、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

（２）　前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を作成します。

（３）　事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ります。

附　則
この規程は、令和８年４月１日から施行する。